

第75回人権週間

12月10日(日)は人権デー、12月4日(月)から10日(日)は、人権週間です。期間中は、人権尊重思想の普及と高揚に向けたさまざまな啓発活動が全国的に実施されます。
特設人権相談所
人権擁護委員が、無料で相談に応じます。秘密は固く守りますので、人権に関する問題で困っている人は、気軽に相談してください。

日時 12月5日(火) 午前10時～午後3時
場所 築館総合支所
費用 無料
相談例 差別、暴行・虐待、セクハラ・パワハラ、いじめ・体罰、名誉棄損・インターネットを含むプライバシーの侵害、近所とのトラブルなど

問 市民生活部市民課
☎(22)3211
仙台法務局古川支局
☎0229(22)0510

障害者週間

12月3日(日)から6日(水)は障害者週間です。障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会

- 行いましょう。
- 犬が逃げ出さないように飼いましょ。
- 犬を飼い始めたら、市への登録が必要になります。年1回の狂犬病予防注射を受けましょ。
- **猫の飼い主が守るべきこと**
 - 室内で飼い、交通事故、感染症などの危険から守りましょ。
 - 屋外に逃げた際に、身元が分かるよう首輪や迷子札などを付けましょ。
 - 不妊・去勢手術をして飼いましょ。
- **野良猫へ無責任に餌を与えないでください**
餌を与えるだけで、その後の管理をしないのは非常に無責任な行為です。餌を与えている人は、餌やりをやめるか、飼い主として責任を持って飼いましょ。
- ※各家庭で、家や庭などに近寄らせなような対策を取りましょ。

問 市民生活部環境課
☎(22)3350

障害のある人への合理的配慮の提供義務化

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害のある

経済、文化その他あらゆる分野の活動に、積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められています。障害のある人もない人も互いを理解・尊重し、共に暮らしやすい社会の実現のために、私たちができることを考えてみませんか。

問 市民生活部社会福祉課
☎(22)1340

水道の冬じたくはお早めに

次の方法で水道管を守り、快適な冬を過ごしましょ。
● **水道管の凍結や破裂を防止する方法**

- メーターボックスの中に発泡スチロールなどを入れて保温する。
- 水道管や給湯器に凍結防止ヒーターを取り付ける。すでにヒーターを取り付けている場合は、作動を確認する。
- 寝る前に蛇口を開けて水抜栓を閉め、水道管内に残っている水を完全に抜く。屋外の給湯器なども同様に水抜きする。

● **水道管などが凍結したときの処置**
□ 蛇口などをタオルで包み、ぬるま湯を少しずつかける。※熱湯を直接かけると、破裂する恐れがあります。



鳥インフルエンザ対策

感染を防ぐために

- 死亡した野生動物には、素手で触らない。
- 死亡している野生動物を発見したら、県または市に連絡する。
- 野生動物の排せつ物に接触してしまった場合は、手洗い・うがいをする。
- 野生動物の排せつ物が靴の裏や車両に付くことで、ぬるま湯を少しづつかける。

人への合理的配慮の提供が義務化されます。

● **合理的配慮の提供** 事業者や行政機関などは、障害のある人から社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くため、何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することとなります。

● **合理的配慮リーフレット**
URL https://www.w8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-05.html

問 市民生活部社会福祉課
☎(22)1340

栗原市結婚新生活支援事業

市では、結婚して新生活を始める世帯に対して、新居の取得費や家賃、リフォーム費、引っ越し費用の一部を助成しています。

鳥インフルエンザウイルスなどの病原菌が他の地域へ運ばれる恐れがあるため、野生動物に近づき過ぎないようにする。

● **注意事項** 水道管などは使用者が管理するもので、修理は自己負担です。凍結には十分注意してください。

問 上下水道部経営課
☎(42)1130

● **対象世帯** 次の条件全てを満たす世帯

- 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻を提出し、受理された夫婦
- 婚姻日に夫婦のいずれもが39歳以下であること
- 夫婦の合計所得が500万円未満であること
- 貸与型奨学金を返済している場合は、当該奨学金の年間返済額を合計所得から控除します。
- 婚姻を機に離職し、申請時に無職の場合は、所得なしとします。
- 過去に夫婦のいずれもがこの要綱に基づく補助を受けていないこと
- 市町村税の滞納がないこと
- 市暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当しないこと、およびこれらと関係性を有しないこと

対象住宅

- 市内にある住宅であること
- 申請時に夫婦のどちらか一方が住所を置く住宅であること
- 当該住宅の取得、賃借、引っ越しおよびリフォームなどに係る費用について、他の公的制度による補助金の交付を受けていないこと

や散水は、凍結の原因になるため、行わないでください。

● **沿道の土地所有者の皆さんへ**
私有地から道路に張り出している樹木については、積雪による枝の張り出しや倒木により、車や歩行者の通行に支障を及ぼさないよう、適正な管理をお願いします。

● **緊急の場合**は、通行の支障となっている樹木を伐採、撤去することがあります。

除雪作業にご協力を

積雪がおおむね10センチメートルになった場合に、除雪作業を行っています。

- 円滑に作業をするため、次のことに協力をお願いします。
- **円滑な除雪作業のために**
 - 路上駐車は、除雪作業の支障となるので、絶対にしないでください。
 - 各家庭から道路への排雪

● **対象費用** 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った次の費用が助成対象になります。

- **住宅取得費用** 住宅の購入費、工事請負費
- **住宅賃借費用** 住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- **助成金額** 1世帯当たり30万円
- **助成要件**
 - 導入後5年以上営農を継続すること
 - 導入後機械を使用し自ら農作業を行うこと
 - 市農業再生協議会から示された生産の目安を達成すること
 - 過去に同種機械の、購入補助金の交付を受けていないこと
 - 国または県から当該事業と同様の補助金を受けていないこと
- **助成金額** 対象経費の10分の2以内の額
- **限度額** 50万円
- **申込期限** 令和6年1月31日(水)まで
- ※詳しくは、市ウェブサイトを確認するか、問い合わせください。



問 企画部定住戦略室
☎(22)1125

● **除雪作業で道路脇に押し出された雪は**、各家庭で排雪をお願いします。

● **沿道の土地所有者の皆さんへ**
私有地から道路に張り出している樹木については、積雪による枝の張り出しや倒木により、車や歩行者の通行に支障を及ぼさないよう、適正な管理をお願いします。

● **緊急の場合**は、通行の支障となっている樹木を伐採、撤去することがあります。

飼い主としてのマナーを守りましょ

犬や猫などを飼う際は、次のマナーを守りましょ。

- **犬の飼い主が守るべきこと**
 - 吠え声が他人の迷惑にならないように注意しましょ。
 - 散歩の時は、必ずリードを付け、ふん尿の始末を



栗原市地域農業を担う営農支援事業

兼業農家や小規模農家など、3戸以上の農家が新規に共同で水田及び畑作業で使用する機械を購入する際の経費を、次のとおり助成します。

● **対象経費** 水田及び畑作業で使用する農業機械の購入費、1台あたり30万円以上

※消費税抜き

● **助成要件**

- 導入後5年以上営農を継続すること
- 導入後機械を使用し自ら農作業を行うこと
- 市農業再生協議会から示された生産の目安を達成すること
- 過去に同種機械の、購入補助金の交付を受けていないこと
- 国または県から当該事業と同様の補助金を受けていないこと

● **助成金額** 対象経費の10分の2以内の額

□ **限度額** 50万円

● **申込期限** 令和6年1月31日(水)まで

※詳しくは、市ウェブサイトを確認するか、問い合わせください。

問 農林振興部農業政策課
☎(22)1135